

**2026年度 神戸市ヤングケアラー実態調査業務
公募型プロポーザル募集要領**

1. 業務名称

2026年度 神戸市ヤングケアラー実態調査業務

2. 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

神戸市内の小学5、6年生、中学1、2、3年生を対象に、ヤングケアラーのケア状況、日常生活への影響、支援ニーズ等を把握することにより、ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげることを目的に、WEBを利用した実態調査等を行う業者を選定するために企画提案を募集する。

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり。

ただし、プロポーザルで採用された企画提案に基づき本市と協議を行ったうえで、必要に応じて仕様書の内容を変更することがある。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(4) 契約金額上限額（総額）

6,100,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 履行場所

神戸市内において本市が指定する場所

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3. 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4. 参加資格、必要な資格・許認可等

受託事業者は契約締結日において、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から受託候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準の要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定されている者を除く。）でないこと。
- (4) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。また、同要綱第5条第1項の各号のいずれにも該当しないこと。
- (5) 本業務の遂行にあたり、連絡、調整、打ち合わせ等に際し迅速に対応できる体制を有し、仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を遂行できること。

5. スケジュール

参加申請・質問受付期間	令和8年5月7日（木）～令和8年5月21日（木） 午後5時まで
参加資格決定通知・質問に関する回答	令和8年5月28日（木）
企画提案書提出期限	令和8年6月18日（木）午後5時まで
提案審査会	令和8年6月25日（木）予定
審査結果通知	令和8年6月下旬～7月初旬
契約締結・事業開始	令和8年7月初旬

6. 実施要領等に関する質問

(1) 提出期間

令和8年5月7日（木）～令和8年5月21日（木） 午後5時まで

(2) 提出方法

質問票（様式4）に質問事項を記入し、電子メールにより、Wordデータで提出すること。件名は「神戸市ヤングケアラー実態調査業務 質問票（事業者名）」とする。
※提出先のアドレスは末尾に記載

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和8年5月28日（木）付けで、参加申請の申込を行った企業・団体の担当者に対し、質問提出期限内に受領したすべての質問内容及び回答を電

子メールにて送信する。なお、質問した事業者は公表しない。応募状況等の問い合わせ及び提出書類の確認については、一切受け付けない。

(4) その他

本市の回答は、本要領又は仕様書で補足する効力をもつ。

7. 参加申請

(1) 申請期間

令和8年5月7日(木)～令和8年5月21日(木) 午後5時まで

(2) 書類の提出

- ① プロポーザル参加申請書兼誓約書(様式1)
- ② 会社概要・団体概要(任意様式)
- ③ 事業経歴書(任意様式)
- ④ 神戸市入札参加資格を有することを証明する書類

※神戸市入札参加資格者として登録のないものが応募する場合は、以下の資料を提出する。

- ・登記簿謄本(提出日から起算して3か月以内に発行された正本)
- ・納税証明書その3の3(法人税と消費税及地方消費税)(直近1年分)

(3) 提出方法

末尾に記載の電子メールアドレス宛にPDFデータで提出すること。

電子メールの件名は、「神戸市ヤングケアラー実態調査業務 参加申込(事業者名)」とすること。送付後、末尾に記載の連絡先へ受信確認の連絡をすること。

(4) 参加の辞退

プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに「参加辞退届(様式5)」により届け出ること。

(5) 参加資格の取り消し

プロポーザル参加資格を有することの確認を受けた者(以下「参加申請者」という)が、次のいずれかに該当するときは、プロポーザルに参加できない。

- ① 本要領4に定める受託事業者資格要件を満たさなくなったとき
- ② 提出書類に虚偽の記載をしたとき

8. 企画提案書・見積書の提出

(1) 提出書類

① 企画提案書(様式2)

様式2は必須記載事項であり、その他追加したい説明資料は任意様式とする。

(ただし、追加資料については10ページ以内とする)

- ② 法人に関する調書(様式3)
- ③ 提案見積と積算根拠(任意様式)

(2) 提出方法

企画提案書6部(正本1部、副本5部)は、持参又は郵便とする。郵便の場合は、送付記録が残る方法により提出すること。企画提案書のPDFデータ(正本、副本)は電子メールにて、末尾に記載のメールアドレスに提出すること。電子メールの件名は「神戸市ヤングケアラー実態調査業務 提案書提出(事業者名)」とすること。

(3) 提出期限

令和8年6月18日(木)午後5時まで

※持参による場合は、土曜、日曜及び休日を除く午前9時～午後5時まで(正午から午後1時までを除く)とする。

(4) 留意事項

ア 応募する案は、各者1提案に限る。

イ 企画提案書等の作成にあたっては、「審査基準」を踏まえて作成すること。

ウ 応募書類には数量・人員数・場所等を詳細に記載すること。

エ 使用する文字の大きさは、原則12ポイント以上とすること。

オ 応募書類は、通し番号を付すこと。

カ 提出期限後の応募書類の内容変更は認めない。

キ 応募書類の作成及び提出に要する経費等、当企画提案のために要する費用は、応募者の負担とする。

ク 応募書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属する。

ケ 応募書類は非公開とする。

コ 応募書類は審査のためにのみ使用し、審査結果にかかわらず応募者に返却しない。

サ 応募書類について、この書面及び別添の様式に適合しない場合は無効とすることがある。

シ 応募書類に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行うことがある。

9. 受託候補者の選定方法

(1) 提案審査会の実施

①受託者選定に係る提案審査会において、企画提案等を審査する。

②審査に当たっては、参加申請者による提案内容説明(プレゼンテーション)の実施を予定している。

③提案審査会の日程、場所その他詳細については、改めて参加申請者に通知する。

(2) 受託候補者の審査基準

次に掲げる審査項目、配点に基づき、提案審査会の委員が採点した合計点を集計し、最高得点者を候補者第1位と決定する。

(3) 審査結果の通知

結果については、決定後速やかに、すべてのプロポーザル参加者に通知し、また本市ホームページに掲載する。

(選考結果に関する問い合わせには応じない。)

審査項目	配点
業務遂行体制及び能力 ・業務内容に応じた適正な実施体制（責任者、人員、役割分担等）となっているか。 ・個人情報の取扱いに留意し、漏えい、滅失及びき損の防止に対応できる体制がとられているか。	20 点
調査項目の提案 ・業務の趣旨を十分に理解し、実現可能な提案であるか。 ・履行期間内に業務を着実に遂行できるスケジュールとなっているか。 ・アンケート調査票がヤングケアラーの実態を的確に把握できるものになっているか ・調査結果集計及び分析が、効率的かつ正確に行うことができる提案であるか。	50 点
類似業務実績の豊富さ ・過去に類似の事業実績があるか	10 点
地元企業に対する加点	10 点
見積金額の妥当性 ・見積価格 価格点 = (1 - (見積金額 ÷ 契約上限額)) × 配点 (10)	10 点
合計点	100 点

10. その他

- (1) 提出された書類や選考結果（不採用となった事業者等の名称・審査結果を含む）については、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の政党な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (2) 本市が提供する資料は、当該プロポーザルの応募にかかる検討以外の目的で使用することはできない。
- (3) 当該プロポーザル参加者は、受託候補者の選考後、この実施要領等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることができない。

11. 当該プロポーザルを担当する部局の名称及び所在地（問い合わせ先）

〒650-0016

神戸市中央区橋通3丁目4-1 総合福祉センター 4階
神戸市福祉局相談支援課 ども・若者ケアラー相談支援窓口
担当：上田、福田

TEL 078-361-3022 FAX 078-361-2573

電子メール carer_shien@city.kobe.lg.jp